

第46号議案

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年8月29日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）<u>（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあって</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）<u>（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）</u>までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p>

改正後	改正前
<p>は、更新後のもの)が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)</u>において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</p> <p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き同一の職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする者</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6</u></p>	<p>(イ) (略)</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当</u></p>

改正後	改正前
<p>か月到達日</p> <p>ア <u>当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>イ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当</u></p>	<p><u>該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき</u> 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等</u></p>

改正後	改正前
<p>該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</u></p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)</u>とする。</p> <p>(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたこ</u></p>	<p>育児休業をしている場合</p> <p>イ (略)</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を<u>養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>とがない場合</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて同一の職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p>第3条の2 <u>育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>	<p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p>第2条の5 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第7条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p> <p>第7条の3 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の芦屋市職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第7条の3(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 育児休業をすることができない非常勤職員（第2条関係）

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）で定めるもののほか、これに類する育児休業をすることができない非常勤職員を次のとおりとする。

改正案	現 行
非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員	次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
ア 養育する子が1歳6か月到達日（子の <u>出生の日から57日までの期間内に育児休業（産後パパ育休）をしようとする場合は、当該期間の末日から6月を経過する日</u> 、(2)エに該当する場合は2歳到達日）までに引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員であって勤務日の日数を考慮して規則で定めるもの	ア 養育する子が1歳6か月到達日((2)エに該当する場合は2歳到達日)までに引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員であって勤務日の日数を考慮して規則で定めるもの
イ 次のいずれかに該当する非常勤職員 (ア) 養育する子の1歳到達日((2)イの <u>末日が1歳到達日後である場合は当該期間の末日。以下(ア)において同じ。</u>)において育児休業をしている職員であって、(2)ウに該当して当該子の1歳到達日の翌日を初日とする育児休業をしようとするもの【規定の明確化】	イ (2)ウに該当する非常勤職員（養育する子の1歳到達日 <u>(育児休業の末日が1歳到達日後である場合は当該末日)</u> において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

改正案	現 行
(イ) 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合で、当該任期の更新又は当該任期満了後引き続き同一の職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該更新前任期の末日の翌日又は当該採用の日を初日とする育児休業をしようとする者【規定の整理】	ウ 任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該育児休業に係る子について、当該任期の更新又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該採用日を初日とする育児休業をしようとするもの

(2) 非常勤職員が育児休業をすることができる子の養育の事情及び期間を、次のとおりとする。(第2条の3及び第2条の4関係)

子の養育の事情		育児休業をすることができる期間
改正案	現 行	
ア イ・ウ以外の場合		子の1歳到達日まで (第2条の3)
イ 配偶者が子の1歳到達日以前に地方等育児休業(育児休業法その他の法律による育児休業をいう。以下同じ。)をしている場合において非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合 (パパママ育休プラス)		子の1歳2か月到達日まで (第2条の3)
ウ 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次のいずれにも該当する場合 <u>(ただし、(3)クの事情に該当する場合は(イ)及び(ウ)に、規則で定める特別の事情(※1)に該当する場合は(ウ)に該当すれば可とする。)</u>	ウ 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が子の1歳到達日(※2又は※3)の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で次のいずれにも該当する場合	子の1歳6か月到達日まで (第2条の3)
(ア) 非常勤職員が子の1歳到達日(※2又は※3)の翌日(配偶者がウ又はこれに相当する場合に地方等育児休業をするときは、当該期間の末日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合		
(イ) 当該子について、非常勤職員が当該子の1歳到達日(※2)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(※3)において地方等育児休業をしている場合 (ウ) 子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合		

子の養育の事情		育児休業をすることができる期間
改正案	現 行	
(エ) <u>当該子について、非常勤職員が子の1歳到達日(※2)後の期間においてウに該当して育児休業をしたことがない場合</u>		
エ 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次のいずれにも該当する場合(ただし、(3)クの事情に該当する場合は(イ)及び(ウ)に、規則で定める特別の事情(※1)に該当する場合は(ウ)に該当すれば可とする。) (ア) 非常勤職員が子の1歳6か月に到達日の翌日(配偶者がエ又はこれに相当する場合に地方等育児休業をするときは、当該期間の末日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合	エ 1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が子の1歳6か月に到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で次のいずれにも該当する場合	子の2歳到達日まで (第2条の4)
(イ) 当該子について、非常勤職員が子の1歳6か月に到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月に到達日において地方等育児休業をしている場合 (ウ) 子の1歳6か月に到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合		
(エ) <u>当該子について、非常勤職員が子の1歳6か月に到達日後の期間においてエに該当して育児休業をしたことがない場合</u>		

※1 規則で定める特別の事情は、(3)ア～エに掲げる事情とする。

※2 非常勤職員がイに該当してする育児休業の期間の末日が子の1歳到達日後であるときは、当該末日とされた日

※3 非常勤職員の配偶者がイの場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日が子の1歳到達日後であるときは、当該末日とされた日

- (3) 既に2回（現行は1回）の育児休業をしたことがある子について再度の育児休業ができる特別の事情を次のとおりとする。（第3条関係）

改正案	現 行
<p>ア 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</p> <p>(ア) 死亡した場合</p> <p>(イ) 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p>	
<p>イ 育児休業をしている職員が、育児休業に係る子以外の子に係る育児休業をしようとするため、当該育児休業の承認が取り消された後、承認に係る子が次に該当する場合となったこと。</p> <p>(ア) 死亡した場合</p> <p>(イ) 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p>(ウ) 特別養子縁組に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま里親である職員への委託の措置が解除された場合</p>	
<p>ウ 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと</p>	
<p>エ 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</p>	
<p>オ 削除</p>	<p>オ <u>育児休業の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p>
<p>カ 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じ、育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p>	
<p>キ (2)ウ又は(2)エに掲げる場合に該当すること。</p>	
<p>ク <u>任期を定めて採用された職員</u>であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて同一の職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p>	<p>ク その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている<u>非常勤職員</u>が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に同一の職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</p>

- (4) 特別の事情により再度の育児短時間勤務をするときは、育児短時間勤務計画書（現行は育児休業等計画書）により申し出ることとする。（第7条の3関係）
- (5) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 令和4年10月1日
- (2) 経過措置

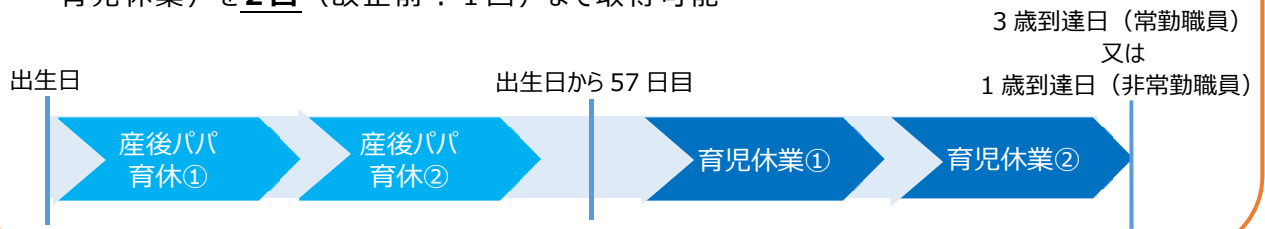
この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員の再度の育児休業及び再度の育児短時間勤務に係る規定の適用については、なお従前の例による。

●育児休業の取得回数の改正について

(地方公務員の育児休業等に関する法律(令和4年10月1日施行)関係)

取得回数：原則2回(改正前：原則1回)まで取得可能となります

- ◆子の3歳の誕生日の前日まで、**育児休業を原則2回**(改正前：原則1回)まで取得可能
- ◆上記育児休業とは別に、**産後パパ育休**(子の出生日から57日間(8週間)以内にする育児休業)を**2回**(改正前：1回)まで取得可能

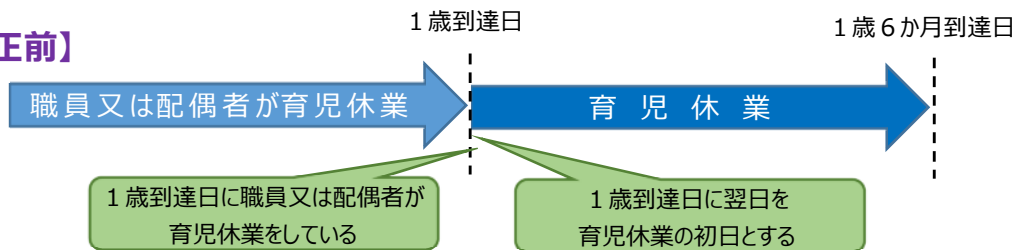


●非常勤職員における育児休業取得の柔軟化について

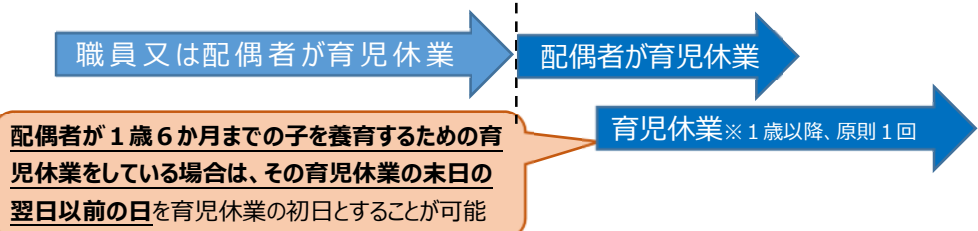
(条例第2条の3及び第2条の4関係)

子が1歳到達日以降の育児休業：夫婦交代での取得や、規則で定める特別の事情がある場合の柔軟な取得が可能となります

【改正前】

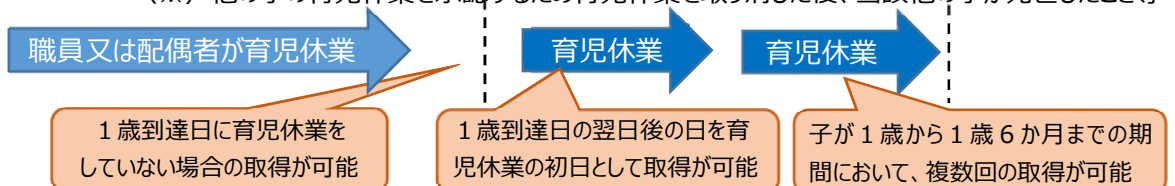


【改正後：子が1歳到達日以降、配偶者と交代で取得が可能】



【改正後：規則で定める特別の事情(※)がある場合、より柔軟な取得が可能】

(※) 他の子の育児休業を承認するため育児休業を取り消した後、当該他の子が死亡したこと等



※1歳6か月から2歳までの育児休業についても、上記と同様になります。